

↓↓Q&A 《ステッカー貼付について》よくある質問をまとめました↓↓ 事業所

Q1 禁煙が義務であることは分かったが、喫煙の要望があったときにどう対応すれば良いか？

A1 3通りの対応があります。

①屋外で吸ってもらう。※のような注意点あり

②建物屋内に喫煙専用室をつくります。

③建物屋内に加熱式たばこ専用喫煙室をつくります。

②③については、専用室が壁・天井等によって区画されていること（ふすまで仕切るなど移動するものは×）また煙が屋外へ排気されていることが必要です。（後述「技術的基準」参照）

「①」の場合
貼付義務はない



「②」の場合
建物入口 室入口



「③」の場合
建物入口 室入口



※「①屋外で吸ってもらう」→例に注意してください

例1) 灰皿が公道にはみ出している → 道路占用違反

例2) 副流煙が通行人や上階住人にかかる → 配慮義務違反

例3) 吸い殻のポイ捨て → 区条例違反

(裏面あり)

Q2 加熱式たばこは、紙たばこと扱いが異なるのか？

A2 異なります。

喫煙専用室は喫煙以外のことはできません。

飲食はできません。

加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食等が可能です。

紙たばこは吸えません。

ただし、建物全体を加熱式たばこ専用喫煙室にはできません。

原則屋内禁煙が前提で、一部に喫煙室を設けることができます。

また、喫煙室は後述「技術的基準」を満たす必要があります。

① 喫煙専用室（紙たばこ、加熱式たばこ いずれも可）

… 喫煙行為のみ 飲食不可

② 加熱式たばこ専用喫煙室（紙たばこ不可）

… 飲食可 建物の一部に設置できる。 ※建物全体をこの喫煙室にはできない

「①」の場合



「②」の場合



～喫煙室を設置する場合の「技術的基準」について～

- 1 出入口において外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること
- 2 煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること（ふすまなどの移動するものは×）
- 3 煙が屋外に排気されていること

※2020年4月1日に既に存在している建築物等は、3について経過措置があります。

◎ご不明な点はお問い合わせください。

足立保健所 生活衛生課 受動喫煙防止担当

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3 2階

電話：(03) 3880-5384

メール：seikatueisei@city.adachi.tokyo.jp

こちらも参考ください

(区ホームページQRコード)



ステッカーのダウンロード
ロードはこちらから